



共通で必要なもの

- 結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）[↓](#)
- 結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第7号）[↓](#)
- 結婚新生活支援事業に関するアンケート [↓](#)
- 補助対象経費支払いの領収書など（引き落としの分かる通帳紙面の写しなどでも可）
※ **ご夫婦のどちらかが**R6.4.1～R7.3.31までに支払ったものが対象です。

△ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書



- 必要 婚姻届けを郡上市に提出しておらず、かつ婚姻後の本籍地が郡上市ではない場合
- 不要 婚姻届けを郡上市に提出、または婚姻後の本籍地が郡上市であり、申請書「5 同意及び確認（7）」に○がある場合

△ 夫婦の所得証明書または非課税証明書（申請時点で最新のもの【令和____年度所得証明書】）



- 必要 （申請が6月中旬までの場合）令和5年1月1日付で郡上市に住民票が無い方の分
（申請が6月中旬以降の場合）令和6年1月1日付で郡上市に住民票が無い方の分
※ 1月1日付で住民票があった市町村で発行できます。
- 不要 上記時点で郡上市に住民票があり、申請書「5 同意及び確認（7）」に○がある方の分

△ 奨学金の返還額がわかる書類（通帳紙面の写し等）



- ※ 奨学金を返還している場合、所得金額から控除することができます。
- 例) ご夫婦の所得額 (R5.1.1～R5.12.31) の合計 5 1 0 万円
奨学金返還額 (R5.1.1～R5.12.31) 3 0 万円
=所得額は4 8 0 万円とみなします。



その他に必要なもの

住宅購入

- ご夫婦どちらか名義での物件の売買契約書
又は工事請負契約書の写し
(全てのページ)



婚姻前の契約の場合、
婚姻日から遡って
1年以内に契約した住居が対象です

住宅新築・リフォーム

- ご夫婦どちらか名義での物件の工事請負契約書
又は請書等の写し
(全てのページ)

住宅の賃料など

- ご夫婦どちらか名義での物件の賃貸借契約書の写し
(全てのページ)

- 住宅手当等支給証明書 [↓](#)
(様式第3号) ※ご夫婦それぞれ必要



引越し

- 上記以外に必要な書類はありません。
- ※ 引越し業者又は運送業者に支払った費用に限ります。

- 自営業やお勤めでない方の分は不要です。
- 様式第3号での証明に替え、対象経費申請月の給与明細書の写しでも可。